

度數	實數	割合%
無シ	1,426	100.00
一回	9,866	69.16
二回	2,355	16.86
三回	1,331	9.47
四回	355	2.53
五回	177	1.26
六回以上	177	1.26
一回以上	11,541	81.84
十回以上	1,001	7.09
十六回以上	101	0.72

も八百三十四人中六回以上の轉勤者が百六十七人あることは交換手の職業の特質に基くもので、彼女等は交換局内に於いて諸處に轉勤し、なほその外一般民間に於ける私設交換臺を受持つものが多いことを知つてゐる人達にとつては決して無理からぬこと、首肯出来るであらう。女工に於いては總數四千六百九十一人中一千七百九十一人の轉勤者があり、しかも前述せる如く六回以上十五回に及ぶ轉勤者が三十一人からある。

業務別に觀た轉職度數

業務別	總數	無シ	一回	二回	三回	四回	五回	六回	七回	八回	九回	十回以上
女工	4,691	1,426	9,866	2,355	1,331	355	177	177	177	177	177	177
事務員	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001
店員	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001
タイピスト	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001
電話交換手	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001
給仕	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001
食堂給仕	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001
案内係	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001
掃除婦	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001
雜役婦	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001

第六節 就業時間

職業婦人の一日勤務時間ほどの位であらうか？ これは一般男性と同様に六時間超過十時間迄といふのが普通で一萬三千七百八十五人あり總數の八割七分に當つてゐる。このうち八時間超過十時間迄が最も多く九千六百六十八人で總數の過半である。更に十二時間を超えるものには、店員、接待係、案内係等主として商店或は活動寫眞館等に勤めてゐる者である。また勤務時間の短いものでは、五時間以下のものがエレベーターガールの百四人中十八人あり、事務員中には六十六人もあるが、蓋しこれ等は特殊の勤務による異例と見るべきであらう。

時間	實數	割合%
六時間	1,587	11.37
七時間	4,617	33.47
八時間	9,234	66.94
九時間	1,231	8.93
十時間	355	2.56
十一時間	177	1.28
十二時間	177	1.28
十二時間超過	101	0.73
隔日勤務	101	0.73

就業時間 又注意すべきは勤務時間を業務別に觀たる關係であつて、事務員、タイピスト及び交換手の如く智能的或ひは技術的業務に屬するものは、六時間乃至八時間勤務が最も多く、女工及び店員の如き、筋勞的業務に従ふものは九時間乃至十時間勤務が多いといふ事が示されてゐる。この他に隔日勤務の者もあるが、之は出札係五人、事務員二人の計七人に過ぎない。

尙婦人従業者保護法規として工場法の第三條、第四條及び第七條があつて、就業時間の制限、深夜業の禁止を規定してゐる。

〔註〕 工場法摘要

第三條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス
主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後十五年間ヲ限り前項ノ就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得
第二章 勤務に關する事項
九九

第二編 職業婦人の實相

第四條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ午後十一時迄就業セシムルコトヲ得

第七條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ニ對シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ、一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ

三十分十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クベシ

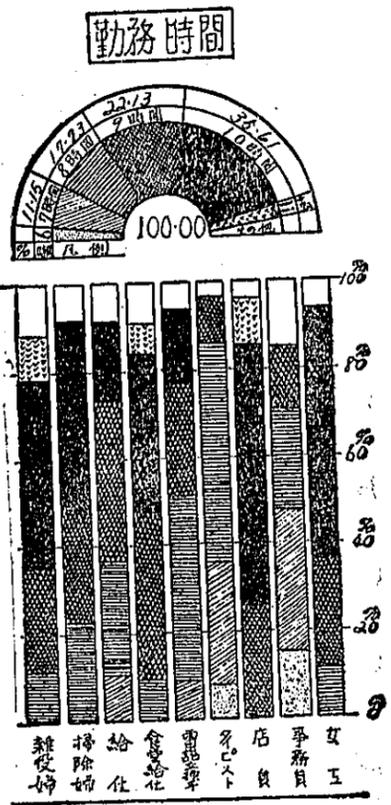
前項ノ休憩時間ハ一齊ニ與フヘシ但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

夏季ニ於テ一時間ヲ超ユル休憩時間ヲ設クル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ其ノ超ユル時間以内就業時間ヲ延長

スルコトヲ得但シ其ノ延長時間ハ一時間ヲ超ユルコトヲ得ス

業務別に觀たる就業時間

業務別	就業時間			
	六時間以下	八時間以下	十時間以下	十二時間以上
女工	5	60	44	6
事務員	65	110	84	7
店員	1	5	122	3
タイピスト	100	8	86	2
電話交換手	8	4	47	1
給仕	503	3	5	3
食堂給仕	1	1	5	1
案内係	1	8	1	1
掃除婦	36	1	1	1
雑役婦	12	2	3	3



勤務時間は最も重要な労働条件の一つであつて、賃銀俸給と共に婦人職業問題の核心をなすものである。婦人工場労働者は工場法に依つて或る程度の保護を受けてゐるが、其の他の多数職業婦人は未だ舊態依然たるの有様である。

第七節 公休日數

毎日勤めるもの身につつて休日程楽しいものはない。まして女の然も若い人達にとつては、どんなに待たれるものかしれない。

公休日はこれを一箇月に何日といふものと、一箇年を通じて何日といふものと、不定といふものとに分れるが、殆んど全部は一箇月について何日といふものである。一箇年を單位とするものは僅か二十人、不定といふものは二十三人に過ぎない。

徒	歩	三、二五	二九六	二四一	四	三	九	七	五	七
其ノ他(三種以上ヲ含ム)		三〇	九	四	三〇	三	一六	一	三	一〇

第九節 仕事の身心に及ぼす影響

仕事は精神上又は肉體上に及ぼす影響は充分に考慮すべき問題であつて、その職業や仕事の種類を異にすることによつて自ら違ふものである。

身心に及ぼす影響

影ヲシ(大シタコトナシ)

總數	二、九六
影ヲシ	二、九六
影ヲシ(大シタコトナシ)	二、九六
精神ノ疲勞	八
身體ノ疲勞	八
頭痛	八
脚氣	三
眼ノ疲勞	三
呼吸器ヲ害ス	三
内臓器ヲ害ス	三
冷エ	三
健康ヲ害ス	三
其ノ他	三

たもの、數なのである。店員は立つてゐる時間が長い爲め、脚氣及び冷えが多く、身體の疲勞も一割以上である。

數一萬三千九百六十八人中「影響なし」又は「大したことはない」といふことが出来る。調査總數が一萬一千九百四十一人あり、全體の八割五分にも當る多數である。
 次は單に「身體の疲勞」であるが、これは僅かに八百二十四人よりない。
 この外に「冷える」といふのが百十人あるが、これは女性に有り勝の不健康状態を指すものであらう。

業務別に觀て目立つのは先づタイピストの「眼の疲勞」であつて、九百四十七人中百十一人を數へ一割二分に當つてゐる。これは大なり小なりに眼の疲勞はタイピストなる職業分野にあるに違ひないが、そのうちこれを特筆し

業務別に觀たる身心の影響

仕事カ身心ニ及ボス影響	女工	事務員	店員	タイピスト	電話交換手	給仕	食堂	掃除婦	雜役婦
總數	四、五七	三、三七	二、一〇	六	六	五	六	一	一
影ヲシ	四、五七	三、三七	二、一〇	六	六	五	六	一	一
精神ノ疲勞	一〇	四	四	八	三	二	三	一	一
身體ノ疲勞	一	一	二	三	七	二	七	一	一
頭痛	三	四	二	六	一	一	一	一	一
脚氣	九	一	六	一	二	一	一	一	一
眼ノ疲勞	四	一	六	一	二	一	一	一	一
呼吸器ヲ害ス	七	三	三	五	二	一	一	一	一
内臓器ヲ害ス	〇	三	四	八	二	一	一	一	一
冷エ	三	一	三	五	二	一	一	一	一
健康ヲ害ス	三	一	三	五	二	一	一	一	一
其ノ他	四	一〇	三	一	八	五	六	一	一

第十節 仕事に對する希望

職業婦人は仕事に對してどんな希望を持つてゐるか。この質問に對して得たる彼女らの聲は豫想外に少い。また希望なしと明記したるものと雖も何らかの希望が無いわけではなからう。

モスル		ノモルス關=遇待										他ノ共	
男性ノ無理解	世人又ハ御客ノ無理解	設備ノ悪イコト	待遇ノ悪イコト	自己ノ認めラレヌコト	自由又ハ休養時間ナキコト	勤務時間ノ延長	休日ノ出勤	給料ノ低廉	過勞	病氣又ハ身體故障	自己ノ無學	生活ノ不安定	週刻
七	一	六	一	二	三	二	八	六	五	五	一	一	九
三	三	六	九	四	五	二	二	一	八	五	一	一	二
七	七	三	一	一	一	五	五	一〇	一	六	一	一	六
三	三	四	一	一	三	四	二	一	一	三	一	一	一
一	一	一	一	一	一	四	一	一	一	一	一	一	一
一	一	二	一	一	一	九	一	一	一	三	一	一	九
一	一	一	一	一	一	七	一	一	一	四	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一	一

第三章 生計に關する事項

第一節 給料

長い間の從屬的境遇から脱して、經濟的獨立乃至は家計補助の爲めに欣然として生活戦線に立つた婦人産業軍の待遇は果して如何なるものであらうか。

數に於いては二十五圓超過三十圓以下（三千六百四十八人）が一番多い。總體（一萬五千五百三十人）の二三・四九%、之れに次ぐものは二十圓超過二十五圓以下（三千四百三十三人）、三十圓超過三十五圓以下（二千五百六十人）で、以上の三階級で克く六二・〇七%を占めてゐる。そしてそれは女工、店員、事務員、食堂給仕等に多く見るのである。又經濟的獨立の出来る階級と目される、給料六十圓超過のものは僅かに三百六人（一・九八%）で、事務員、タイピスト、電話交換手及び女工等に多いが、華やかなるべき彼女等の現状は餘りに悲惨である。

尙十圓以下が百十二人、十圓超過十五圓以下が四百五十二人（二・九一%）を示してゐるが、之は概して十五六歳以下乃至は五十路を下る戦士に多くを見るのである。他面普通男子も及ばざる百圓を越す給料（二十三人）を取り職業婦人の爲め萬丈の氣焔を吐いてゐるものもある。

次に一人平均に就いて見るに總平均は三十圓七十五錢であるが、醫師は百四十圓で最高を示し、之れに次ぐものは遙かに降つて新聞雜誌記者の六十四圓二十五錢、比較的勤続年限の長いしかも獨身生活或ひは晩婚を餘儀なくせられた經驗を多く持つ店員監督の五十三圓三十三錢、女工監督の四十八圓六十三錢、食堂給仕監督の四十三圓五十錢、車掌監督の四十三圓、近代的所産であり將來益々需要の多い文字の音楽家——タイピストの四十圓四十六錢、外交員の四十圓五十八錢等で

第三節 賞 與

凡てのサラリーマンが一定の俸給以外に副収入として、或ひは俸給の一部として考へ、そしてそれを各人の日常生活と密接不離の關係に置いた賞與も、此の世界的不景氣の洗禮を受けては、僅かに戰時黃金時代を回顧して、自ら慰むるの哀れさを止めてゐるに過ぎない。殊に勤続年限の比較的短い彼女等には賞與の率が著しく低下を示してゐるばかりでなく、本調査の結果に據ると全然賞與を支給されない者が一萬四千八百八人中四千四十三人(二七・三〇%)の多數に上つてゐる。而して之は比較的大會社に於ける事實であるから、其の他の群小會社工場は推して知るべきであらう。

賞與の支給を受けてゐるものも内容は極めて貧弱であつて一箇月平均一圓以下が一千四百八十九人(一三・八三%)、一圓超過三圓以下が二千六百二十一(二四・三五%)、之れに次ぐものは三圓超過五圓以下が二千九十九人(一八・六六%)である。之等は主として女工、給仕、店員等に屬する。高い方では十五圓超過二十圓以下の三百三十九人(三・一五%)、二十圓超過の二百十四人(一・九九%)で頗る少く、そして此等は主として事務員、タイピスト、電話交換手等に依つて占められてゐる。

而して大體に於いて筋肉労働を主とする女工、車掌、雜役婦、店員等には毎期俸給の五割以下の者が多く、十割を超ゆる者は曉天の星程である。然し頭腦労働乃至は高級技術を主とする事務員、タイピスト、電話交換手、店員監督等には二十割以上も取るものも尠くない。

業務別に觀たる賞與

種別	階級						
	一圓以下	三圓以下	五圓以下	七圓以下	十圓以下	十五圓以下	二十圓以下
總數	10,350	1,800	2,300	1,000	1,200	1,000	1,050
事務員	1,200	100	100	100	100	100	100
店員	1,800	100	100	100	100	100	100
タイピスト	100	100	100	100	100	100	100
電話交換手	100	100	100	100	100	100	100
食堂給仕	100	100	100	100	100	100	100
女工	1,200	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
其他	100	100	100	100	100	100	100
割合	100.00	17.40	22.23	9.67	11.60	9.67	10.15

第四節 扶 助

職業婦人が自己の収入を以つて經濟的獨立を爲し得るか否かは、常に興味を中心點であるばかりでなく、彼女等の將來に於ける進出と没落とを決定する契機である。而して本調査の結果に據ると扶助を受けてゐる者は頗る少く、一萬四千二百六十三人中僅かに一千二人で八分にも足りない。然もその扶助額は三圓前後が一番多い。即ち一圓以下が七十四人(七・三八%)、一圓超過三圓以下が二百三十九人(二・三三%)、三圓超過五圓以下が二百六十六人(二・一五%)で、以上で克く被扶助者中の五二・七五%(五百二十九人)を占めてゐる。然して之は事務員、店員、女工等に依つて占められて

ゐる。尙、二十圓超過は僅かに六十四人(六・四八%)を數へるのみで、主として事務員、タイピスト、女工、店員等に依つて占められてゐる。

右の數字は一見職業婦人の經濟的地位が極めて安定してゐるかのやうに思はしめるが、事實は之に反して、彼女等の多くが自宅通ひで、食費、住宅費等を生計費外に置いてゐるからである。尤も自宅よりの通勤者は、食費、住宅費の全部又は一部を家計補助として繰入れるものが甚だ多く、全體の約八割が月々一圓、二圓の小額から六十圓、七十圓も出してゐる。尙ほ事務員中には扶助を受けてゐるもの、しかも多額を受けてゐる者が多々あるが、之れは事務の餘暇學校へ通へる者乃至は夫の不具癱疾或ひは歿後に於いて、數人の子供を纖弱き腕に抱へつゝ、雄々しくも生活戦線に活動してゐる者多き結果である。そして女工に於いても後者の理由に於いて同様なる現象を示してゐる者が多い。重い負擔に喘いでゐる弱き者の窮狀があり／＼と眼に浮び、一掬同情の泪を禁じ得ないものがある。

業務別に觀たる家庭よりの扶助關係

種別	階級						
	總數	一圓以下	三圓以下	五圓以下	七圓以下	十圓以下	十五圓以下
事務員	100	5	15	25	35	15	5
店員	100	10	20	30	25	10	5
タイピスト	100	5	15	25	35	15	5
電話交換手	100	10	20	30	25	10	5
給仕	100	15	30	40	25	10	5
無シ	100	5	15	25	35	15	5

種別	階級						
	總數	一圓以下	三圓以下	五圓以下	七圓以下	十圓以下	十五圓以下
食堂給仕	100	10	20	30	25	10	5
女工	100	15	30	40	25	10	5
其ノ他	100	10	20	30	25	10	5
割合(%)	100.00	7.6	33.3	33.3	25.0	16.5	8.7

第五節 其の他の收入

こゝに其の他の收入とは上述の給料、手當、賞與、扶助に屬しない一切の收入(内職に依る收入、年金、財産收入等)を假に名づけたのである。女性が戸主の場合乃至は一家經濟を背負へる場合等の如き責任ある地位に置かれることが比較的少き關係上、年金、財産收入等は頗る少い。又一日の業務を果して尙且内職をなすだけの餘力を持合はす女性少き關係上内職に依る收入も少い。即ち一萬四千七百七十一人中四分の五百六十九人で、然も其の中三圓前後が最も多い。即ち一圓超過三圓以下が百八十二人(三一・九八%)、三圓超過五圓以下が百十三人(一九・八六%)、一圓以下が七十九人(一三・八八%)で以上に依つて六五・七二%(三百七十四人)を占めてゐる。二十圓超過は僅かに六十五人(一一・四三%)で主として食堂給仕(二十六人)、女工(十人)、事務員(八人)或ひは店員(六人)等に依つて占められてゐる。

此の種の收入が尙ほ事務員(百八人)及び女工(百七十六人)等に多いのは家庭經濟上責任ある者多き關係である。又華やかな生活戦線に活躍する食堂給仕はチップ多き關係で中には一人で克く數百圓の收入を擧げてゐる者もある。

業務別に観たるその他の収入

種別	階級									
	總數	一圓以下	三圓以下	五圓以下	七圓以下	十圓以下	十五圓以下	二十圓以下	三十圓以下	三十圓超過
事務員	12	9	1	2	3	3	3	3	5	2,666
店員	2	2	3	3	1	1	2	1	1	2,333
給仕	5	2	3	1	1	1	1	1	1	200
食堂給仕	2	4	2	7	4	1	1	1	1	4,401
女工	1,171	2	2	2	4	1	8	6	10	700
其ノ他	17	2	2	2	6	3	3	3	1	2,800
割合(%)	100.00	3.82	3.82	1.96	3.82	9.02	5.05	4.04	11.53	1

第六節 収入總額

前述の如く給料以外の副収入とも言ふべき手當、賞與、扶助、其の他の収入は甚だしく少き關係上給料と同じく三十圓前後が數に於いては一番多く、一萬四千九百二十三人中、三十五圓以下の者が過半数の七千九百二十二人で五三・〇九%を占めてゐる。うち二十五圓超過三十圓以下が二千四百九十三人(一六・七〇%)、三十圓超過三十五圓以下が二千二百二十九人(一四・九四%)を占めてゐる。

又百圓超過の者は百三十四人(〇・九〇%)であるが、事務員(七十六人)、タイピスト(二十二二人)、食堂給仕(九人)、

電話交換手(七人)等で此の大部分を占めてゐる。

概して智能的の事務を持つ事務員、タイピスト、店員監督、醫師或ひは腕次第で反射的に報いられる外交員乃至は副収入多き食堂給仕に収入の多額な者が多い。之に反して肉體勞働を主とする女工、案内係、給仕及び店員等には僅少な者が多い。

要之、以上の事實と、前述の初任給の二十五圓以下(總體の六四・二八%)、現給料の三十五圓以下(總體の六二・〇七%)及び勤続年限の五箇年以下(總體の七七・五〇%)が何れも調査人員の過半を占むる諸現象を併せ考ふるとき、職業婦人の初任給引上及び家庭生活の簡易化並びに既婚婦人の採用範圍擴張等の實現を計るにあらざれば、彼女等の目ざす經濟的獨立に對し拂ふ眞摯の努力は言はず實を結ばぬ空華となり、單に嫁入仕度乃至は家計補助の爲めの就職の程度に止ることを知るのである。

職業婦人の収入總額 (業務別總収入階級別)

業務別種別	階級											
	總數	二十圓以下	廿五圓以下	三十圓以下	卅五圓以下	四十圓以下	卅五圓以下	五十圓以下	六十圓以下	七十圓以下	八十圓以下	百圓以下
事務員	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171
店員	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171
タイピスト	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171
電話交換手	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171
雑役婦	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171
掃除婦	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171

給仕	三〇	一五	二七	三〇	八	二	一	一	一
案内係	一〇	二〇	一〇	九	五	一	一	一	一
車掌	五	一	四	八	三	一	一	一	一
食堂給仕	四	一	一	三	二	二	三	四	九
女工	三〇	九	一〇	三	八	一〇	二	三	四
共ノ他	三	三	三	七	七	三	三	三	三
割合(%)	100.00	8.75	3.57	16.70	14.29	13.10	9.52	4.01	3.57

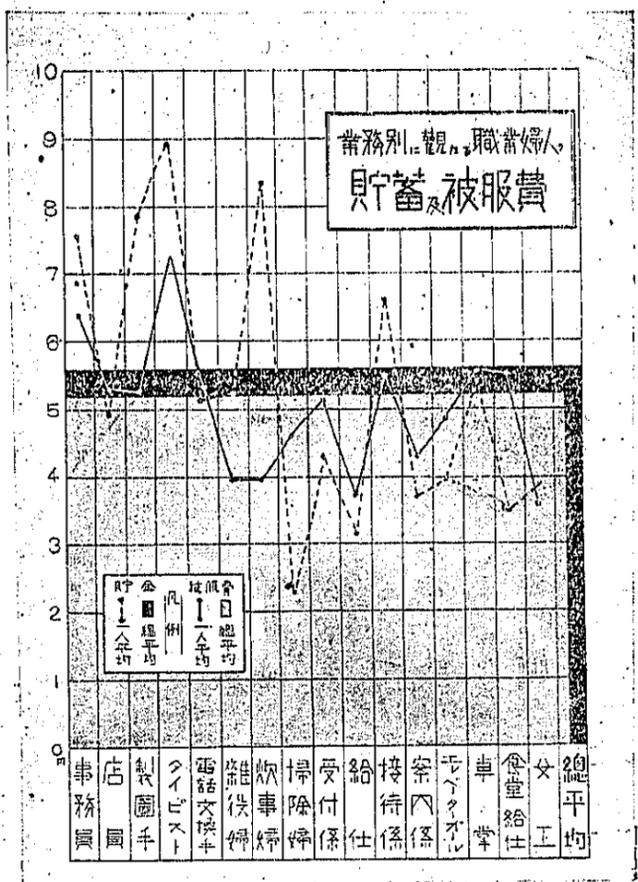
第七節 被服費

一般女性の支出費用中其の主要なるもの、一つは被服費であらう。殊に今回の調査対象の大部分が、花ならば盛り、二十歳前後の職業婦人が多い關係上、調査開始前より彼女等によつて最も多く支出されるものは食費、住宅費、補助費等を除けば被服費であらうと豫期した。然るに此の豫期は見事に裏切られて貯蓄の方が多いと云ふ結果を示し、所謂三十一年式職業婦人に對する一般通念を覆すものがあつた。此の邊り日本婦人らしい百二十%の特異性が認められると共に、職業婦人の前途に光明を感じしむるものがある。即ち被服費は平均給料三十圓七十五錢に對して、平均一六・九一% (平均五圓二十錢) であるが、貯蓄は平均一八・二二% (平均五圓六十錢) である。そして被服費は五圓以下が一番多い。即ち總數一萬二千二百二十六人中八千五百四十九人で七〇・五〇%を占めてゐる。之れは女工、事務員及び店員等に多くを見る。然し十圓を超す者が六百六十七人(五・五〇%)もあり、其の中毎月二十圓を超す者が六十二人(〇・五二%)もある。之れは事務員、店員、タイピスト及び食堂給仕等に比較的多くを見るのである。

更に一人平均被服費を見るに、醫師の五十圓、記者の十七圓五十錢、店員監督の十二圓八十三錢、車掌監督の十五圓、

女中の十四圓四十八錢、ステイヂダンサーの十圓十一錢、女工見習の十圓等は平均額の五圓二十錢を遙かに超えてゐる。平均額を下るものではエスカレーターガールの二圓五十錢、家政婦の三圓、女工の三圓六十一錢、事務員見習及び給仕の三圓七十四錢、炊事婦の三圓九十六錢等が主なものである。

被服費は概して事務員、店員、タイピスト、電話交換手、接待係、食堂給仕等の如き華やかな生活戦線に立つ者の中に比較的多く、収入の比較的少い家政婦、掃除婦、炊事婦、女工、給仕等には餘り多く投じて居ない。暗い生活苦の一面を示すものがある。



次に給料に對し支出せる被服費の割合を見るに、一途に美服を着たがる十五六歳時代の女工見習の六〇・六一%を筆頭に、之に次ぐものは風貌を生命とするステイヂダンサーで其の過半の五〇・七八%を支出してゐる。次に醫師の三五・七一%、車掌監督の三四・八八%、女中の三四・四四%、記者の二七・二四%、店員監督の二四・〇六%で、平均の一六・九一%、を遙かに超えてゐる。少い方では女工監督の八・六二%、家政婦の九・〇九%、エスカレーターガールの九・七七%、女工の二三・三〇%、掃除婦の二三・四二%等で一般に一家支持の階級乃至

は家計補助の爲め就業せる階級には餘り多く支出せられてゐない。此處にも纖弱い女性の苦闘がありくと認められる。

職業婦人の被服費（業務別被服費階級別）

業務別	總數	階級					一人平均額實數		全上割合	
		一圓以下	三圓以下	五圓以下	七圓以下	十圓以下	給料	被服費	給料	被服費
總數	三,三三〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	
事務員	三,三三〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	
店員	一,九二六	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	
タイピスト	八〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	
電話交換手	六三三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	
雑役婦	一四〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	
掃除婦	一四〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	
給仕	六三三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	
食堂給仕	六三三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	
女工	三,五五〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	
其ノ他	五五五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	一〇〇.〇〇%	
割合(%)	100.00	30.00	30.00	30.00	30.00	100.00	100.00	100.00	100.00	

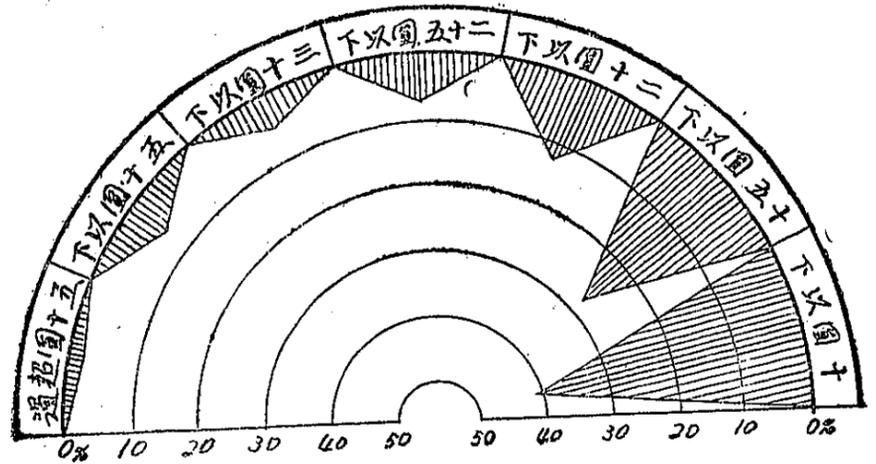
第八節 食費及び住居費

激烈な職業戦線に活躍する爲めに支出さるゝ彼女等の食費及び住居費は果して充分なるものであるであらうか。總數五千七百七十人中十圓以下の者が實に二千八十九人（四〇・四〇％）の多きを占め、十圓超過十五圓以下の者が一千四百十四人（二七・三五％）、十五圓超過二十圓以下が六百三十二人（二二・二三％）等之に次ぎ、以上を合すると七九・九八％を占むることになる。そしてそれは女工、事務員、店員、タイピスト等にその多くを見るのである。

以上は前にも述べた如く、自宅或ひは親戚等より通勤する者が多く、従つて食費、住居費として支出する額も比較的少く済んでゐるのである。尙五十圓を超える者は九十九人で僅かに一・九一％である。然してその内八十圓を超える者は事務員、女工の各二名、店員外交員、店員監督、タイピスト、電話交換手、接待係の各一名で計僅かに十一名を算するに過ぎない。これ等は大部分が一家を成して家族を抱へてゐるもので一人で費して居る者は殆んどない。

又女工、食堂給仕、或ひは事務員等の中には食費及び住居費を出してゐないものが相等數に上つてゐるが、之は主として家計補助の名義で支出してゐる關係で、決して娯樂費、被服費等のみ支出してゐるのではない。要之、數世紀に互る傳統の絆を斷ち截つて明るく朗らかな生活意識に目覺めた昭和女性の生活レベルはあまりに低きを思はせるものがある。

階級別に観たる食費及び住居費
人員割合



業務別	總數	階級別									
		十圓以下	十圓以上二十圓以下	二十圓以上三十圓以下	三十圓以上四十圓以下	四十圓以上五十圓以下	五十圓以上六十圓以下	六十圓以上七十圓以下	七十圓以上八十圓以下	八十圓以上九十圓以下	超過九十圓
總務員	1,133	1,133									
店員	255	255									
タイピスト	47	47									
電話交換手	24	24									
雑役婦	101	101									
掃除婦	14	14									
給仕	11	11									
食堂給仕	27	27									
女工	1,101	1,101									
其他	100	100									
割合(%)	100.00	100.00									

業務別に観たる食費及び住居費

第九節 家計補助

家庭より街頭に進出し働き抜くうら若い彼女等の纖弱い細腕によつて家計の一部が支へられてゐることは、涙ぐましくも亦微笑ましい光景である。

總數一萬二千八百九十六人中家計補助をなさない者は僅かに二千六百三十一人、即ち約二割で、残る八割の一萬二千六百六十五人は何れも家計補助をなしてゐる。そして内十五圓超過二十圓以下が二千百七人(二〇・五三%)で支出者中最も多く、之に次ぐものは十圓超過十五圓以下が二千八十二人(二〇・二八%)、五圓超過十圓以下が二千四十四人(一九・九一%)で結局二十圓以下が六九・三六%を占めてゐる。其の多くは女工(二千二百九人)、事務員(一千六百五十二人)等である。又五十圓超過するものでは、五十圓超過六十圓以下が七十三人(〇・七二%)、六十圓超過七十圓以下が三十五人(〇・三四%)、七十圓超過が三十一人(〇・三〇%)で合計僅かに百三十九人(一・三五%)で主として事務員(五十三人)、タイピスト(二十人)、電話交換手(一六人)等で占められてゐる。

尙家計補助をなさない二千六百三十一人は、主として食費及び住居費として支出してゐる關係である。結局現在の職業婦人の殆んど大部分は収入の幾分かを自己の實質上の食費及び住居費に支出してゐる譯である。

又一人で克く一面食費及び住居費を支出する傍、他面老父母の許に生活費を送つたり、或ひは兄弟の學費を支出してゐる男子跣足の健氣な人々もある。

業務別より觀たる家計補助

業務別	階級									
	總數	五圓以下	十圓以下	十五圓以下	二十圓以下	二十五圓以下	三十圓以下	四十圓以下	五十圓以下	五十圓超過
總數	10,234	8,477	11,088	11,023	11,107	11,251	11,311	11,371	11,431	11,491
事務員	2,528	1,811	4,048	4,000	5,558	5,558	5,558	5,558	5,558	5,558
店員	1,228	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121
タイピスト	627	421	1,071	521	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121
電話交換手	627	421	1,071	521	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121
雜役婦	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121
掃除婦	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121
給仕	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121
食堂給仕	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121
女工	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121
其ノ他	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121
割合(%)	100.00	82.80	108.17	108.64	109.52	110.40	111.28	112.16	113.04	113.92

第十節 交通費

本調査の對象たる會社が主として住宅地に乏しい麹町、京橋、日本橋の諸區に存在してゐる關係上、何らかの交通機關に依り通勤するものが頗る多く、一萬三千二百五人中約八割一分の一萬七千四百九十九人を算へてゐる。そして利用しない者

が二千四百五十六人で内女工が一千八百七十七人(利用者一千七百六十六人)を占めてゐる。女工に利用者の少いわけは工場所在地が主として本所、深川の兩區であつて、住居を工場附近に持つことゝ、比較的低給者が多い爲め、多少の遠距離をも徒歩で通ふ關係であらう。

然して交通費は三圓超過五圓以下が最も多く、四千九百十四人(四五・七二%)で、之は主として市電利用者及び隣接町村より通勤する省線の利用者によつて占められてゐる。之に次ぐものは一圓超過三圓以下が三千五百二十八人(三二・八二%)で、十圓超過が四十八人(〇・四四%)、内十五圓超過が十二人(〇・一一%)で、中には毎月六十圓位出す者が數人ある。月額十圓以上の交通費を支出するものはタイピストや店員、或ひは外交事務の如き特殊の職業や、更け行く夜に家路へ急ぐ食堂給仕や、華やかな職業戦線を活躍する女優等で、又例外的な家庭事情に依るものもある。

業務別に觀たる交通費

種別	階級									
	總數	一圓以下	三圓以下	五圓以下	七圓以下	十圓以下	十圓超過	無シ		
總數	10,234	6,070	3,326	5,211	1,311	3,311	3,311	2,311		
事務員	2,528	1,211	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121		
店員	1,228	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121		
タイピスト	627	521	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121		
電話交換手	627	521	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121		
掃除婦	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121		
給仕	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121		
食堂給仕	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121		

女工	一七六	四	八三	五	三	一	一七六
其他	七六	六	三六	三	五	二	七六
割合 (%)	100.00	七.六	三.八	三.七	二.六	〇.四	一

第十一節 修養費

職業戦線に花と咲く彼女等が自己完成の爲めに新聞に、雑誌に、生花に、茶の湯に、通學に、等々の修養費に支出する人々は幾何あるであらうか、又費用は果して充分なものであらうか、總數一萬三千八百六十八人中支出する者は一萬十四人(七割七分)である。そして残りの三千七十二人(二割三分は)支出出来ない者、或ひは支出しない者で、主として女工(一千四百六十五人)、事務員(三百三十五人)、食堂給仕(三百二十七人)等で占められてゐる。

然して修養費を支出してゐる者でも一圓超過三圓以下が一番多く四千二十八人(四〇・二二%)で、之に次ぐものは一圓以下のものも三千六百八十二人(三六・七七%)で、以上の二階級で大部分を占め其の多くは事務員、女工、店員等に見るのである。十圓超過の者は僅かに百十四人(一・一四%)で主として事務員、タイピスト及び店員等に依つて占められてゐる。

又一人平均に就いて見るに、それは二圓四十六錢で給料に對し僅かに七・八〇%を占めてゐるに過ぎない。概してインテリの職業乃至は高級技術を要する仕事を持つものには比較的多く修養費が支出されてゐるが、あまり頭腦を要しない仕事には相反した現象を示してゐる。即ち寫眞技術員の九圓四十錢、車掌監督及び醫師の各々五圓、記者の四圓六十八錢等は多い方で、少い方では女工見習、ゲーム取の各々五十錢、女中の五十五錢、掃除婦及び家政婦の一圓等で、之を平均二圓四十六錢に比すると遙かに低い。

又給料に對し修養費の支出割合に就いて見るに寫眞技術員の三一・三三%、受付係の一五・二二%、ステイヂダンサーの一四・九七%、事務員見習の一三・七一%、車掌監督の一・六三%、製圖手の一・一七%等は平均の七・八〇%を遙か超えてゐる。少い方では女中の一・八一%、ゲーム取の二・〇四%、掃除婦の二・八九%、家政婦及び女工見習の各々三・〇三%等で、是等は何れも平均の七・八〇%の半分にも及ばない。

以上に依つて察するに、彼女等が重い生活負擔の中から求める精神の糧は婦人雑誌、新聞程度でお稽古、勉強などにまで手を延ばすものは餘程の努力家と云つて良いであらう。又後述の雇主側に於ける修養施設の貧弱さを併せ考へる時、彼女等には餘りに修養すべき機會に接すること少く稍もすれば男性に劣り勝な此の方面に於いて、今後益々懸隔を生ずるであらう。雄々しく男性に叫びかけた三二年の彼女等にもかうした悩みがある。

職業婦人の修養費 (業務別修養費階級別)

業務別	總數	階級				無シ	一人平均額實數		同上割合	
		一圓以下	三圓以下	五圓以下	十圓以上		給料	修養費	給料	修養費
總數	10,010	3,622	1,016	1,435	355	30.0	2.8	100.00%	7.8	
事務員	1,108	68	1,141	66	6	33.3	3.3	29.6	2.4	
店員	1,552	66	1,170	36	6	26.1	2.0	20.0	1.5	
製圖手	5	6	3	3	3	30.0	0.0	0.0	0.0	
寫眞技術員	5	1	1	2	1	30.0	9.0	30.0	3.0	
タイピスト	201	16	33	22	1	40.8	3.2	7.8	0.8	
電話交換手	66	24	23	5	14	35.5	2.7	7.7	0.7	